

令和元年度第2回公共事業評価専門委員会

日 時 令和元年11月8日（金）

9時30分～12時

会 場 秋田県教育会館 3階 B会議室

司会

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回秋田県公共事業評価専門委員会を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

初めに、開会に当たりまして建設部次長の小野が挨拶申し上げます。

小野（建設部次長）

おはようございます。秋田県建設部で次長を務めております小野と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、また寒い中、委員の皆様には第2回の委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。今年度は比較的天候に恵まれまして、工事を進めている上では非常に好条件でして、進捗が順調に図られたのではないかと考えているところでございます。一方で、発注した工事件数の約1割ほど、入札不調ということで、なかなか業者さんに工事を取ってもらえないという状況も反面ではありまして、工事着手できないというようなこともひとつの課題にはなっているところでございます。また、県内の災害ですけれども、今年は、由利管内でのみ数件あったというようなことで、先月、災害査定を受けたという状況にございます。他方、全国を見ますと、3年連続で、激甚な災害が発生をしているということで、この天候の激変、気象状況の変化というものに危機感を持ちながら、今後の対応を考えていかなければいけないのではないかと考えているところでございます。そんな中、ハード整備はもちろん必要だと思っておりますし、一方で、早く逃げてもらい、避難してもらいということも重要になってきているということで、ソフト対策の充実というのも課題のひとつであろうと思っております。昨年、河川に関して言いますと、水位計を177基ほど増設しということであり、今年度はさらに、監視カメラを全県で47基ほど設置をするということで作業を進めており、視覚的な情報もより

充実させながら、いち早く避難を住民の方々にしてもらえるよう、引き続き、わかりやすい情報の発信に努めていかなければいけないと考えているところでございます。

本日お諮りいたします事業につきましては、農林、建設、各分野におきまして、担い手の確保であったり、産業の振興であったり、住民の安全・安心のための事業であったりと、今後も推進が必要なものと考えている事業をお諮りをしているところでございますが、皆様の様々な視点から忌憚のないご意見をいただきまして、よりよい事業として取り組んでまいりたいとかがえておりますので、よろしくご審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会

それでは、次第に基づき「３．報告事項」となりますが、ここからの進行は松渕委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

松渕委員長

皆さん改めましておはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまから令和元年度第２回秋田県公共事業評価専門委員会開催しますが、開催に当たりまして、委員総数１０名中９名が出席しておりますので、秋田県政策等の評価に関する条例第１３条第３項に定める定数、これを満たしていることをご報告いたします。

なお、本日の委員会、１２時終了をめどに進めさせていただきますけれども、本日もご協力、それから今、次長さんからありましたように忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず初めに、本日の委員会へ諮問があった事項について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

それでは、事務局の方から説明させていただきます。

今回の第２回委員会に当たりまして、送付資料の７ページから８ページに総括表を載せておりますが、今回、審議箇所が継続箇所評価１５件、終了箇所評価５件、計２０件について、１０月３１日付けで知事から当委員会に調査審議するよう諮問がなされております。

公共事業評価専門委員会の概要については、同じく配布資料の３ページから記載しております、今回審議対象となる継続評価につきましては、４ページ目にあるように実施中の公共事業の継続や中止等の判断材料とするため、委員の皆様幅広く意見をいただくことを目的としております。調査の対象となる各年次等については、記載のとおりでありますけれども、継続評価の諮問案件は今回１５件のうち、農林水産部が２件、建設部が１３件となっております。

８ページの審議箇所総括表の中段に点数確認一覧表がありますが、点数確認につきましては、前回評価時から３年経過した事業について、事業の担当課が評価基準点数の再確認を行っているものであります。前回評価時から５点以上の増減があった場合については、本委員会においてさらに審議をかけるものであります。今回５点以上の増減がある箇所もございますが、これは評価項目の点数配分や評価基準の見直し等によるものであり、事業の内容が大幅に変更したものではないため、審議の対象とはしておりません。

次に、終了評価についてですが、県が実施した公共事業の有効性等の観点から、適切な維持管理や利活用の検討を行い、同種事業の計画立案・調査等に反映するため、委員の皆様から意見をいただくことを目的としております。評価対象は、総事業費１０億円以上の事業終了から２年経過したものが対象となっております。今回の案件は５件ありまして、農林水産部所管事業が２件、建設部所管事業が３件となっております。

委員の皆様からいただいたご意見につきましては、事業の実施等に反映させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

事務局から以上です。

松渕委員長

ありがとうございます。

それでは、今回諮問のありました２０件の事業につきまして、調査審議を行います。

農林水産部所管事業と建設部所管事業に分けて意見等を伺いたいと思います。

あらかじめ各委員には資料が送付されておりますので、時間の都合上、県の方からは箇所を抽出して説明をお願いします。継続箇所と終了箇所、これは各課ごとにまとめて説明をお願いします。

それでは初めに、農林水産部所管の４件について審議を行います。担当の方からご説明をお願いします。

舩谷（農地整備課長）

農地整備課の舩谷です。よろしくお願いします。それでは、農地整備課所管の継続評価及び終了評価についてご説明します。

まず初めに、継続評価についてご説明します。資料1ページのA3の継続箇所評価の一覧表をご覧ください。

農地整備課の継続評価対象地区は、三種町芦崎地区の1地区となっております。事業名は経営体育成基盤整備事業、いわゆるほ場整備事業と呼ばれている事業です。

ほ場整備事業を簡単にご説明しますと、農地の区画が不整形もしくは10a以下の小区画を、1haを標準として区画を大きくするとともに、用排水路、農道を整備することで農作業の効率化を図り、担い手による大規模な経営を可能にすることを目的としております。また、整備された水田の地中に暗渠排水と呼ばれるものを施工し、農地の排水性を向上し、野菜の作付を可能とすることで、農業経営の複合化など、効率的で収益性の高い農業の実現を図っております。

ほ場整備事業は、担い手の育成や農地集積、集約化の面においても大きな成果を上げており、現在は、農地中間管理事業による担い手への農地集積、全県に展開している園芸メガ団地を始めとした園芸振興施策を三位一体で進めており、これを「あきた型ほ場整備」と銘打って重点的に推進しております。県では、これまで、ほ場整備事業を実施し、全県の水田面積約13万haの7割に当たる8万9,000haを整備しております。また、ほ場整備事業を契機として、地域の担い手となる200の農業法人が設立され、収益性の高い複合経営の実現に大きく寄与しております。現在、ほ場整備事業の要望は増えており、県が策定した第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンにおいて、それまでの目標年間整備面積500haを、その約1.6倍の800haに拡大して重点的に推進しております。

それでは、具体的に芦崎地区についてご説明します。

インデックスの農-継-01をお開きください。

初めに、事業概要ですが、事業期間は平成26年から令和3年までの8年間、総事業費は19.1億円、事業の規模は受益面積が53.4haとなっております。

事業の立案に至る背景については、いずれのほ場整備地区も同じですが、農業者の高齢化や後継者不足といった厳しい情勢の中において、生産性が高い米づくりや経営の複合化など、地域農業の新たな展開に向け、機運が高まってきたことによります。

事業目的については、区画整理や用排水路、農道、暗渠排水を一体的に施工し、複合型の農業の確立を目指すとともに、担い手となる農業法人へ農地を集積することを目的としております。

事業の内訳、事業内容については、事業費が19億100万円となっており、計画時点と比較すると6億7,200万円の増となっております。増額の主な理由は、基盤搬入土量が増加したことによります。芦崎地区は、八郎湖の一部である西部承水路沿いに展開する団地であり西部承水路の水位とほぼ同じ高さの低地となっていることから、地下水が非常に高く、米以外に作付けできない状況でした。このため、当地区において複合経営を実現するため、畑作を可能にする汎用農地を整備する必要があったことから、地区外から土を搬入し、水田の盤上げの実施当初計画としておりました。当初は約17万 m^3 の基盤搬入土を計画しておりましたが、おいて、現場での軟弱地盤の沈下状況等を具体的に精査したところ、必要な搬入土が7万 m^3 増加し、24万 m^3 となりました。

事業の進捗状況ですが、本年度で区画整理が終了予定であり、今後は暗渠排水工事等を実施し、令和3年度に換地処分を行い、完了予定となっております。

事業進捗上の課題については、当地区は事業を契機に3つの農業法人を設立し、農地の概ね8割を集積することを目標にしております。10月に3つ目の法人が設立されたことにより、農地集積については目標を達成する予定ですが、長年水稻以外を作付けしてこなかった地域であることから、大区画に整備された水田での営農によって発生した余剰労力を活用し、収益性の高い複合経営に向けた取組を展開する必要性を強く感じております。

関連する計画については、県の元気創造プランやそれを補完する農林水産ビジョンで、ほ場整備を重点的な取組に位置づけております。

情勢の変化等については、農政改革等を背景に本県の米偏重型の農業から脱却するため、本事業を重点的に推進していく必要があると考えております。

事業効果の把握評価の手法ですが、指標名は「担い手への農地集積」となっております。目標値79.5%に対して実績値が13.9%となっておりますが、実績を把握した平成30年度末の31年3月時点では、3つ目の法人が設立されていなかったことから、このような実績値になっておりますが、10月に法人が設立されたことにより、集積の目標は達成する見込みです。

2ページをお開きください。

前回の評価結果ですが、前回は平成25年の新規採択箇所評価であり、特に指摘事項は

ありませんでした。

所管課の自己評価については、3 ページの評価項目を集約したものです。必要性については、区画が狭小で排水性が悪いという不利な生産基盤条件では、複合経営が困難なことから、本事業は必要不可欠であると評価しているほか、緊急性については、高齢化や担い手不足が進行しており、早期の事業実施が求められております。有効性については、1 点の項目がありますが、3 つ目の法人が設立されていないことにより担い手への農地集積率が低いということに起因したものであり、今後改善される見込みがあると考えております。

6 ページの A 3 の資料をご覧ください。

この地区の概要をまとめたものです。右上は農地集積状況図であり、平成30年度末はまだ2 法人の設立ということで、低い集積状況に留まっておりますが、最終的には資料右側にあるとおり3 つ目の法人で8 割程の農地を集積する計画となっております。下段の営農計画では、現在は水稻のみの作付けとなっておりますが、大豆や枝豆等の土地利用型複合経営を実施する計画としております。また、地区を赤で囲っておりますが、図面の左側が日本海で、この間に砂地の畑作地帯があります。図面に赤色で示した受益地において、低コストの農業を展開することにより、メロンやアスパラ、ネギなど、現在も盛んに行われている畑作のさらなる発展に寄与していきたいと考えております。

もう一度2 ページをご覧ください。効率性については、費用便益比は1.04 となっており、先ほど述べた基盤搬入土も、建設発生土を利用するなど、コスト縮減を図りつつ事業を進めております。

熟度については、関係農家の合意も得られ、関係団体からも支援をいただいております、推進体制上の問題は特段ありません。

以上により、自己評価については、合計が80 点で、判定ランク I としており、総合評価では、本事業を継続することは妥当であると考えております。

芦崎地区の説明は以上です。

続いて、終了評価についてご説明します。

終了評価のインデックス農一終一01 をお開きください。

先ほどの芦崎地区と同様のほ場整備事業であり、経営体育成基盤整備事業で実施した大仙市の神岡西部地区です。

事業の概要については、平成19 年から29 年までの11 年間で、総事業費24 億6,000 万円、区画整理面積は221.3 ha となっております。

事業の内訳及び要因変化ですが、最終事業費が24億6,120万円で、前回評価時点と比較すると約7億円の減額となっております。事業費が減額となった理由としては、整地付帯工の減と記載しておりますが、当初計画において、近くに雄物川の残存湖と言われている大浦沼があり、その周辺で行われていた過去のほ場整備事業の軟弱地盤対策等を参考に、耕土搬入16.6万m³として約6億円を見込んでおりました。ただ、芦崎地区とは違い、実施に当たって詳細の地盤調査等を行った結果、大規模な基盤土搬入は不用と判断されたため、これに係る経費が減額となっております。

コスト、費用対効果ですが、費用便益比は2.53となっており、事業費が下がった分、数値が大幅にアップしております。

次に、目標達成率については、芦崎地区と同様に「担い手の農地集積率」となっております。目標の集積率56.1%に対して、31年3月末時点で61.6%、達成率にしますと110%となっております。

自然環境の変化等については、本地区は大浦沼があり、最終的に雄物川に排水されますので、工事中の濁水防止対策、環境配慮等を実施してきたところです。社会情勢の変化等については、先ほどから申し上げておりです。

次に、一番下段の事業終了後の問題点及び管理・利用状況についてですが、農業法人4法人と個人担い手20名で地区面積の61.6%が集積され、効率的な営農が展開されております。

次の2ページをお開きください。

住民満足度の状況については、受益者と非農家を対象に本年7月にアンケート調査を実施しており、6ページにアンケート調査結果を載せております。調査の結果については、受益者からの回答で、農作業効率が「よくなった」、「ややよくなった」を合わせると94%の回答をいただいております。7ページ目では、ほ場整備の満足度について、「満足」、「ほぼ満足」を合わせて87%の結果となっております。8ページでは、非農家に対するアンケート調査を実施しており、設問6を見ていただきますと、ほ場整備を「実施してよかった」という回答が88%になっており、ほ場整備の受益者のみならず地域住民から一定の満足度は得られているものと考えております。

もう一度2ページをご覧ください。

上位計画との位置づけは、先ほど申したとおり、プラン、ビジョンと一体的に進めております。

前回評価では、特に指摘事項はございませんでした。

最後に、所管課の自己評価ですが、有効性については、アンケート調査の結果、満足度が高いことから、A評価としております。事業の効果については、担い手への農地集積の達成率が110%であることから、A評価としており、効率性については、費用対効果が2.53となっていることから、A評価としております。総合評価については、A判定であることから妥当性が高いものと判断しております。

最後に、3の評価結果の同種事業への反映状況については、今後5カ年で受益者総面積にして5,000haヘクタールを超える新規採択の要望があり、ほ場整備を契機に設立された法人や、地域の中核となる組織が今後さらなる体制強化を図っていくことで、地域農業あるいは県全体の農業の発展につながると考えておりますので、引き続き、ほ場整備を一層推進してまいりたいと考えております。

以上、農地整備課所管の継続地区及び終了地区についてご説明しました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

武石（森林整備課）

森林整備課の武石と申します。よろしくお願いします。

森林整備課所管の公共事業評価審議対象箇所については、継続1地区、終了1地区です。このうち、継続地区は地すべり防止事業の荒瀬川地区、終了地区は流域育成林整備事業の五秋蛇喰線地区をご説明します。

初めに、農－継－02の荒瀬川地区についてご説明します。

インデックスの農－継－02をお開きください。

本事業は、地すべりによる被害から人家や道路などを保全するため、地すべり防止区域内において対策工事を実施するものです。

初めに、荒瀬川地区の位置についてご説明しますので、5ページをお開きください。

当地区の地すべり防止区域は、図面の赤で囲んだ範囲となります。北秋田市阿仁萱草鉾山砂防河川荒瀬川の左岸側に位置し、面積は約17haとなっております。図面の黄色で囲んだ部分は保全対象の範囲を示しており、人家28戸、道路300mなどが主な保全対象となっています。

続きまして、事業の概要をご説明します。

調書の1ページにお戻りください。

事業期間は平成26年から令和6年までの11年間です。当地区は、これまでの起工調査により、斜面の長さ約250m、幅約450m、地表からすべり面までの深さが深いところで約25mであることが判明しており、これまでの対策工事の効果により地下水位は大きく低下をしておりますが、詳細調査及び施工単価の見直しで、事業期間及び総事業費の変更が必要となったことから、今回評価委員会においてご審議をいただくものとしております。

変更後の総事業費は、計画時の4億円から5億2,200万となっております。

事業の進捗状況については、平面図によりご説明しますので、6ページをご覧ください。

こちらは、地すべり活動が確認されている荒瀬川地区の平面図になります。既に完了した工事は緑色で表示しております。平成30年度末において、集水井工1基、集排水ボーリング工1,752m、押え盛土工8,419m³が完了しております。今後、残りの対策工事を実施し、その効果を判定しながら概成の判断を行っていきたいと考えております。

次に、自己評価ですが、2ページをご覧ください。

当地区は、地すべり活動が発生していることや、下流に人家、市道などがあることに加え、地域の要望は高く、必要性、緊急性が高いものと判断しています。また、費用対効果は1.23であり、工事の実施に当たっては対策工事の効果判定を的確に行いながら進めていることから、効率性を有するものと考えております。さらに、熟度については、地元住民や北秋田市から、早期安定のため、引き続き地すべり防止事業の継続を強く要望されております。

これらを総合して判定した結果、評価点は82点で、ランクⅠとなり、総合評価としては、事業実施箇所として優先度は高く、継続して実施すべきものと考えております。

なお、7ページには荒瀬川地区の断面図、8ページには、これまでに施工した押え盛土工及び集水ボーリング工の状況、また、集水井工及び集水井工内に施工したボーリング暗渠工事の写真を添付しておりますので、ご覧ください。

以上、簡単ではありますが、荒瀬川地区の説明を終わります。

続きまして、終了地区、流域育成林整備事業の五秋蛇喰線地区については、千葉からご説明をします。

千葉（森林整備課）

森林整備課の千葉です。本来であれば所管する森林整備課長がご説明をするところですが、所用により欠席ですので、代わってご説明します。

インデックスの農－終－02をお開きください。

本事業は、森林の整備、あるいは林産物の搬出のために林道を開設する事業です。

初めに、位置図でご説明しますので、4ページのA3サイズの資料をお開きください。

こちらは、林道五秋蛇喰線の利用区域等の図面になります。右下に秋田県の位置図がありますが、井川町と五城目町にまたがる林道です。図面の中央下に記載している赤い東西のラインが五秋蛇喰線のルートで、西側が林道五秋線を起点とし、東側の県道秋田八郎潟線を終点として開設しております。黄色に囲まれた部分の944haが利用区域となっており、うち、紫色で囲まれた区域が国有林となっています。この利用区域に林道を整備し、写真の左側にあるとおり、間伐などの森林整備や木材生産などを行っております。また、林道の開設に際して、環境への配慮ということで、コンクリートを流し込む型枠に木材を利用したり、丸太施工といって、車が走行する際の視距を確保するために丸太を法面に這わせた工法など、木材を利用した工法を採用しております。

それでは、1ページに戻りまして内容をご説明します。

本林道の事業期間は平成3年から29年の27年間です。総事業費は20億9,000万円、国の補助率は50%、開設延長は1万3,562mとなっています。最終事業費は、前回評価時の19億円から約1億9,400万円増加し、20億9,362万8,000円となっております。増額の要因は、開設延長の増などによるものです。

コスト、費用便益費について、最終コストは前回の評価に対して1.10、費用便益比は1.35となっております。前回評価時に比べ、便益の大きな増減はありませんが、費用については、開設延長の増などにより事業費が増加したことが要因となっております。

続いて、目標の達成率については、林内の道路密度を基準としており、目標値7.4m/h aに対して、実績値が6.9m/h aであり、達成率は93.2%となっております。

自然環境の変化ですが、林道開設工事による影響は特にございません。先ほどご説明したとおり、工事で発生した法面は緑化工による復元を図っており、また、環境負荷の少ない木材を利用するなど、環境に配慮した工法により工事を実施しています。

社会経済情勢の変化ですが、県内のスギ人工林は成熟期を迎えており、本格的な利用期に入ってきております。そういった中で、公益的機能の発揮と合わせて森林資源の循環利

用による林業の成長産業化の実現のため、路網の整備が求められております。

事業終了後の問題点は特にございません。

管理状況ですが、利用区域が民有林に位置する区間については、五城目町、井川町が、国有林に位置する区間については、東北森林管理局が管理しております。

利用状況としては、工事着手した平成3年から29年までに、民有林で340ha、国有林で513haの間伐が実施されております。

続いて、住民の満足度ですが、アンケート結果を5ページに載せておりますので、お開きください。

Qの4番「この林道ができてよかったと思いますか」の質問に対して、「思う」が82%、「少し思う」が16%という回答であり、高い満足度を得ていると判断しております。

2ページに戻りまして、自己評価です。

有効性の住民満足度の状況については、A評価としています。事業の効果は目標達成率が93.2%であることから、B評価に該当します。事業の経済性の妥当性については、費用便益比が1.35でA評価であることから、効率性をA評価としています。有効性がB評価であることから、総合評価はB評価としております。

以上、森林整備課所管の公共事業の対象箇所についてご説明しました。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

松淵委員長

ありがとうございました。

農林水産部所管4件について説明がありましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

込山委員

農一継一〇一ですが、以前の審議会でも拝見した事業で、農地の集約化や法人の設立により効率化が図られていることは大変良いことだと思っております。そこで、気になる点としてお聞きしたいのですが、今回法人が新たに設立され、常時従事者が23戸で22名となっています。ほ場整備が実施されることにより新しく農業法人を設立してみんなで営農していこうというケースなのか、既に農業法人が設立されていて、そこからは場整備の

要望があったケースなのか、どちらでしょうか。また、もしおわかりでしたら、これまでのケースでどちらが多いのか参考までにお伺いできればと思います。

舩谷（農地整備課長）

ありがとうございます。

この芦崎地区の場合は、事業着手時点では法人が設立されておりませんでしたので、ほ場整備事業を契機に法人を設立した地区です。全ての地区で同じケースとなるわけではなく、地区外にある既設法人がその付近では場整備を実施する際に、事業実施地区の農地を新たに経営するというようなケースも多くあります。そういう場合は、既にある法人がほ場整備によりエリアを広げ、経営をさらに強くしていくというケースもあります。ただし、今まで集落営農という形態で営農してきた地区が多いこともあり、ほ場整備を契機に新たに法人を設立するケースの方が多いです。

松淵委員長

その地区に担い手となる人がいるかが一番のポイントで、自分の地区の周りでは場整備が行われ、営農しているところを見ることで、我々の地域も実施してほしいという気持ちとなり、広がっていくのではないかと思います。

質問ですが、農一継一〇二の三ページ、公共事業箇所評価基準の有効性について、「当初計画からの具体的果」なっていますが、正しくは「成果」などで、「成」入らないのでしょうか。

武石（森林整備課）

成果です。

松淵委員長

わかりました。

また、評点の中で熟度の「これまでの進捗状況」ですが、計画より遅れていることにより、1点となっています。この事情は何かあるのですか。

武石（森林整備課）

目標安全率1.15と設定していますが、現在0.98であり、達成率が90%まで届いてないことから、90%未満ということで1点としております。

松渕委員長

90%は結構ハードルが高いですね。達成率90%超えないといけないということでしょうか。

武石（森林整備課）

はい。

松渕委員長

わかりました。ほかにございませんでしょうか。

小山委員

農一終一〇二において自然環境の変化、環境負荷の少ない木材を積極的に利用するということで、普段車で移動していると木材を使った工事の跡が見られますが、4ページにおいて木材とコンクリートを使う場合の基準や、木材にした場合の耐用年数とか、コンクリートにした場合の耐用年数などについて、ご説明をお願いします。

千葉（森林整備課）

耐用年数については、コンクリートは100年で、木材ですと防風加工により50年と理解しております。木材を使う箇所については、大きな力のかかる箇所には対応できないため、写真に示しているとおり、法面に丸太を這わせたり型枠としてベニヤ材の代わりに間伐材を活用して残存型枠として利用しております。

松渕委員長

よろしいでしょうか。

小山委員

スギということですか。スギを使った間伐材ですか。

千葉（森林整備課）

杉の間伐材です。

小山委員

はい、ありがとうございます。

松渕委員長

参考までに、徳重委員、その辺りの使い分けについて考え方を教えてください。

徳重委員

コンクリートが100年というのは、設計耐用年数は100年という基準があるんですか。

千葉（森林整備課）

コンクリートは100年で理解しております。

徳重委員

鉄筋コンクリートの場合は、最大でも50年と考えてられており、メンテナンスをしたうえでの年数と理解しているので、構造物によって違うと思いますが、工法ごと耐用年数を後で教えていただければと思います。木材の耐用年数はコンクリートの半分という考えなんでしょうか。

千葉（森林整備課）

公共事業に使用された木材については、耐用年数の実績がはっきりしていない現状がありますが、防腐加工してコンクリートの半分と理解しておりました。

徳重委員

林道の構造物は、最大で５０年という考え方の認識でよろしいですか。

千葉（森林整備課）

そうです。

徳重委員

林道の基準があると思うので、基準について後で教えてください。

能見（農林水産部次長）

農林水産部次長の能見です。

秋田県は森林県であることから、できるだけ公共事業においても木材を活用しようという動きをしております。ただ、先ほど担当課より申し上げておりますが、木材という耐用年数がコンクリートを下回ることや、安定的な供給という観点からすると、コンクリートは必要なときに速やかに届くというところもあることから、木材利用がそれほど積極的には進められていないというのが実情です。土地改良の農業農村整備事業ですと、基本的にはコンクリートは大体５０年を耐用年数として考えており、建築物では、木造の場合は２０年という考え方です。基本的には財務省が標準耐用年数というものを示しており、それをベースに各分野で耐用年数や基準が定められているところです。農業農村整備分野においても木材を積極的に活用できないか、森林整備課や林業木材産業課と連携し、新たな使い方などを現在模索しているところであり、なるべく積極的に使っていく方向で進めておりますので、ご理解いただければと思います。

松淵委員長

よろしいでしょうか。

徳重委員

木材の耐用年数は２０年が答えと理解しました。ありがとうございます。

維持管理についてですが、完了後の管理が五城目町、井川町、東北森林管理局が管理されるということで、耐用年数が２０年という情報は、町や国の管理者には伝わっていくも

のでしょうか。維持管理に関するアドバイスなど、引継ぎが行われているのか教えてください。

千葉（森林整備課）

木橋などの場合は塗装しないと腐食が進むので、県が林道を開設して市町村に引き渡す際には、図面と併せて、メンテナンスの手法や塗装サイクルなどを説明して引き渡しております。今回の資料に記載している残存型桝については、表面は木ですが中にコンクリートが詰まっておりますので、木が最終的に腐食をしても、構造としては問題ありません。

徳重委員

型桝工自体は木ですが、土圧は、コンクリートでもってるということですか。

千葉（森林整備課）

そうです。

徳重委員

残存型桝だから型桝自体は木で、中はコンクリートなのですね。

千葉（森林整備課）

そうです。

徳重委員

わかりました。ありがとうございます。

松淵委員長

ほかにございますか。永吉委員。

永吉委員

農一終一〇二の５ページのアンケート集計結果ですが、５つ結果を示されており、この結果で事業目的に対する達成度が本当にわかるのかと疑問に感じました。１ページの事業

の背景及び目的にある、「森林の適切な管理や林業生産性の向上による木材の安定供給を図る」や「生活環境基盤の改善や非常災害時のバイパス機能を発揮する路線として」というような内容を確認するための、事業目的に対応したアンケートになっていないのではないかと感じました。また、「環境変化」や「管理状況」についての質問項目も必要と感ずるので、アンケートの内容を改善する余地があるのではないのでしょうか。

千葉（森林整備課）

ご指摘いただきましたとおり、事業目的に対応できていない部分がありますので、今後、改善してまいります。

左治木委員

今のアンケートの件で質問します。

農一終一〇二ですがアンケートの回収率を明記すべきと思います。農一終一〇一の方を見ると非常に克明に書かれており、このような整理の仕方が良いと思います。回収率がどのくらいで、それに対する細かいデータがあり、これはそのまま使用できると思いますが、農一終一〇二の内容は大雑把過ぎると思いました。農一終一〇一に比べて林道は、一般性が高いことから、アンケートが取りにくいとも思いますが、もう少し細かい内容とすべきと思いました。以前も申し上げたのですが、皆さんが使用される言葉は専門用語が多く、理解するには非常にハードルが高いです。それを細かくかみ砕いて、一般の方々にわかりやすいアンケートの作成をお願いしたいと思います。自己評価はいつも素晴らしいと思いますが、このアンケートは一つの事業に対する有効性の評価にもなると思います。同時に、県民の声を吸い上げるところでもあると思います。私も生徒から非常に辛辣なコメントをもらって、授業内容を改善することがたくさんありますので、事業評価のアンケート調査においても手を広げていただけたらと思います。

松淵委員長

他にいかがでしょうか。荻野委員。

荻野委員

農一継－０１のは場整備についてです。基本的に事業を継続することの有効性については疑いの余地はないと思っています。その上でお尋ねしますが、事業費が６億７，０００万円程増えており、その理由が軟弱地盤の沈下が想定より大きく、その分、土量が増えたということですが、この事業はあと２年間あります。その期間や事業終了後に圧密沈下がさらに進み、必要な土量が増え、事業費も増大する心配はないのでしょうか。

舛谷（農地整備課長）

委員がおっしゃられたとおり、そういう心配もありますし、他の地区でも軟弱地盤でそういったことが発生しております。ただ、全体的に沈下し、さらに多量の土を使うといったようなケースは、他の地区では見られておりません。一部分が沈むようなケースに対しては、事業期間中にその部分に土を搬入し、沈下に対する営農への支障をフォローしたり、は場整備が完了して土地改良区などの管理者に引き継ぐ際に、しっかり対応していただくよう、申し添えるようにしています。

荻野委員

わかりました。せっかく実施したは場整備で、圧密が進んで使えなくなるというのが一番もったいないと思うので、安心しました。

また、農一継－０２についてですが、地すべり防止事業ということもあり、緊急性が高く、優先度が非常に高いと思うのですが、事業費が１億２，０００万円程増えていました。しかし、集水井が２基、ボーリングが６１３ｍと対策の数量が減っており、一方で押え盛土が４１９ｍ^３増加しております。集水井が２基減ると大幅に予算が減ると思われますが、押え盛土が若干増加しただけで、１億２，０００万円程増えているのは、こういった理由でしょうか。集水井の規模によるのかもしれませんが、教えてください。

武石（森林整備課）

一般的に集水井が減ると事業費も減りますが、計画段階の施工単価から、現場条件に合わせて、単価を見積もりし直しております。また、詳細調査を実施し、最初の集水井１基で効果が発揮され、水位が低下しましたので、２基を減じたというところです。

荻野委員

最初の単価の見積もりが想定と違っていたということですか。

武石（森林整備課）

そのとおりです。

荻野委員

わかりました。次の事業に反映させて、なるべく乖離のないような見積もりするよう改善すべきと思います。

武石（森林整備課）

改善してまいります。

松渕委員長

例えば、ここで工事費が6,700万円増えていますね、これは材料代と人件費込みで増えてるということになりますか。

武石（森林整備課）

そうです。

松渕委員長

両方上がってますね。

武石（森林整備課）

はい。

松渕委員長

次回からそういったところも説明で触れてもらえればと思います。

武石（森林整備課）

わかりました。

松渕委員長

ほかにございませんでしょうか。どうぞ関口委員。

関口委員

集水井のキャパシティですが、先般の台風が、秋田を襲ってきた場合、この集水井のキャパシティはどう考えたらよろしいでしょうか。

武石（森林整備課）

雨が降ったときに、すぐ地下水位が上昇するわけではなく、時間の経過により地下水がすべり面まで到達して、その水が集水井に入って排水しますので、降雨量等に対する容量という考え方の設計ではないため、キャパシティは十分だと思っております。

関口委員

排水管理のはどこで行っていますか。

武石（森林整備課）

県で行っております。

関口委員

ありがとうございます。

松渕委員長

ほかにございませんでしょうか。私からですが、農一終一〇一について、当初の集積率の目標が低かったのではないのでしょうか。完成しても61.6%であり、5ページの右上の地図を見ると、まだら模様となっていますがこれにとどまらないという理解でよろしいのでしょうか。それとも、これで終わりということでしょうか。

舩谷（農地整備課長）

現在の事業では、ほ場整備を実施すると、担い手に大体9割近く集積しますが、この当時の平成19年度は、自分で営農を頑張りたいという個人の農家も多くおりました。ただ、これからは4つの法人が中心となって営農していきますので、これを契機にさらに高まっていくものと考えております。

松淵委員長

今後何%に向けて指導していくなど、一言入れていただくと非常に良いのではないのでしょうか。神戸などに設置した自社店舗でおにぎりを売るというのは、素晴らしい取組だと思います。そういうのは評価できる一方、右上の地図を見ると効率化が図られていないように見えてしまうので、ぜひ指導を続けてほしいと思います。

舩谷（農地整備課長）

わかりました。集積率を高めるように指導していきたいと思っております。

松淵委員長

ほかにございませندでしょうか。アンケートについて前々から意見が出ていますので、何か共通様式のようなものを作成していただくのが良いのかもしれません。林道の話では、業者さんと、それ以外のただ通行する人と分けるべきですし、農一新01に比べて余りにもお粗末というのは確かなことですので、属性、回収率などに加え、目的に沿ったアンケート項目とするなど、改善していただくことが委員会の総意としたいと思います。

それでは、ここで一旦休憩し、建設部所管の16件について審議を再開したいと思います。再開は5分後ということで、お願いします。

（ 休 憩 ）

（ 再 開 ）

松淵委員長

それでは、再開させていただきます。

続きまして、建設部所管の16件について審議を行います。

関口委員が所用により、途中退席でありますけれども、都市計画課、道路課、河川砂防課の順にご説明をお願いいたします。

草薙（都市計画課班長）

建設部都市計画課の草薙と申します。よろしくお願いします。

私からは、都市計画課所管事業の継続評価についてご説明いたします。

インデックス、建設部の1ページ、評価概要一覧の一番上にあります都市計画道路新屋土崎線、秋田市旭南におけます現道拡幅工事についてでございます。

インデックス、建設部の1ページ、評価概要一覧の最上段にあります都市計画道路新屋土崎線、秋田市旭南における現道拡幅工事でございます。

インデックス、建－継－01の6ページにあります平面図をご覧ください。

都市計画道路新屋土崎線は、通称新国道でございまして、平面図中央に、赤色で新屋土崎線とありますが、路線の全体は、秋田市新屋地区から国道13号と交差する茨島交差点、秋田停車場線、通称竿燈大通りの山王十字路を経由しまして、秋田市土崎地区の国道7号と交差する土崎臨海十字路までの秋田市都心部を南北に縦断する路線であります。

今回の事業区間は、平面図に赤で引き出しをしておりますが、茨島交差点付近の旭橋からドン・キホーテがございまして山王五丁目交差点までの延長1,125メートルにつきまして、標準横断図の整備後にありますとおり、幅員20メートルで4車線化の整備を行うものです。

この区間につきましては、現在、変則的な3車線構造となっておりまして、南に向かう茨島交差点方向は1車線、北に向かうドン・キホーテ方向が2車線となっております。このため、左下の写真のように慢性的な交通渋滞が発生しておりまして、冬期につきましては、右下のようにさらに混雑が悪化している状況でございます。また、旭南小学校の通学路にもなっておりますが、歩道の幅員が一番狭いところで1.6メートルと狭く、冬期の通学にも大変苦労しているところでございます。この事業は、現道拡幅と電線共同溝による無電柱化の整備を行うことによりまして、市街地の円滑な自動車交通と年間を通じて安全で良好な歩行者空間の確保に資する事業となります。

資料の1ページをご覧ください。

事業の概要について説明いたします。

事業期間は平成27年度から令和3年度までを予定しております。平成26年度に実施しました新規事業としての前回評価時点と、事業内容、事業費は変わっておりませんが、平成29年度からの国の補助率の変更に伴いまして、財源の内訳に増減が生じております。

事業全体の進捗状況ですが、平成30年度末で17%となっており、用地買収を先行し

て進めておりますが、用地買収の進捗率は平成30年度末で24%となっております。

続いて、2ページの所管課の自己評価についてですが、評価の内容に記載しておりますとおり、この事業の期待される効果といたしまして、秋田市の骨格を形成する放射道路に位置づけられた主要幹線道路としての渋滞対策、旭南小学校の通学路としての歩行者の安全確保、災害時における緊急輸送道路や避難所への避難路としての無電柱化による防災対策、救急二次医療施設であります市立秋田総合病院へのアクセス向上、平成25年度に完成しました北側の工区に隣接するボトルネック区間の解消など、必要性、緊急性、有効性が高い事業であります。さらに、事業の費用便益比は3.23と高い数値を得ておりまして、効率性も高いと判断しております。

以上により、必要性、緊急性などの各観点の評価から、評価点82点、ランクⅠの判定となりまして、総合評価としましては、事業継続は妥当としております。

都市計画道路新屋土崎線の説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

佐藤（道路課長）

道路課の佐藤です。よろしくお願いします。

私からは、道路課所管の継続評価6件、そして終了評価3件、合わせて9件のうち、それぞれ1カ所についてご説明いたします。

まず継続評価についてであります。事業費の増額が最も大きいインデックスの建一継ー05、主要地方道大曲大森羽後線安良町工区についてご説明いたします。

初めに、5ページをお開きください。

主要地方道大曲大森羽後線は、大仙市から羽後町に至る県南地域の主要な県道でありまして、通勤や通学等の日常生活を支えるとともに、救急医療や地域防災などの機能を担う重要な路線となっております。しかしながら、集落内を通過する当該工区の現道は、写真にありますように幅員が狭く、大型車のすれ違いが困難な状況であるとともに、急カーブにより見通しが悪い区画があるほか、通学路として指定されているものの多くの区画で歩道が整備されておらず、歩行者は車道を歩かざるを得ないなど危険な状況となっており、平成21年には死亡事故も発生しております。特に冬場は除雪により幅員が狭くなるため、さらに危険な状況となっております。こうしたことから、道路利用者の安全を確保するため、延長2,840メートルのバイパス整備を行っているところであります。

1 ページをお開きください。

事業の概要についてご説明いたします。

事業期間は平成25年度から令和6年度となっており、前回の継続評価時では工期が令和4年度となっておりましたので、工期が2年延びております。この主な理由といたしましては、平成30年末の用地進捗率が8割となっておりますけれども、用地取得完了までにまだ時間を要する見込みとなっていることによります。

総事業費は19.9億円で、前回評価時の事業費が12億1,000万円でしたので、7億8,000万円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、環境に配慮して他工区で発生した残土を盛土に利用しておりますけれども、その残土が道路の必盛土としての必要な強度がなかったために、セメントで改良するなどの必要性が出たことによります。

また、事業の進捗状況としましては、平成30年度末時点で事業費ベースで58%、用地取得ベースで78%となっており、来年度中には全体延長の約7割ほどの区画について供用を開始する予定としておりまして、現在工事推進に努めているところであります。

情勢の変化としましては、当該工区の南側約2キロほどのところに、平成28年7月、道の駅うご「端縫いの郷」がオープンしておりまして、オープンしてから3年間で200万人以上の方が来場しております。本工区の整備によりまして道の駅へのアクセス向上が図られることから、さらなる交流人口の増加による地域活性化が期待されているところであります。

事業効果を把握する指標といたしましては、県管理道路の改良率を用いておりまして、平成30年度末で目標値の78.9%に対して実績が79%となっており、順調に推移しております。

続いて、2 ページをお開きください。

2 の所管課の自己評価であります。必要性から熟度までの5つの項目について、3 ページの評価基準により評価しております。

必要性については、現道の幅員が狭く、また、冬期堆雪帯がないなど、1年を通じた交通の安全確保に課題があること。また、通学路指定区画でありながら歩道が整備されていない区画であることなどから、15点としております。

緊急性については、急カーブが連続し、見通しが悪く、交通事故も発生しているなど危険な状況となっていることから、10点としております。

有効性につきましては、羽後明成小学校の通学路であることや、第二次救急医療施設であります町立羽後病院へのアクセス路であることなどから、３０点としております。

効率性につきましては、費度便益比が１．３であることや、大規模バイパスであり、事業中止による投資済み額の損失が大きいことなどから、１８点と評価しております。

熟度につきましては、事業や用地買収の進捗状況から１６点としております。

この結果、合計点は８９点の判定ランク１、優先度がかなり高いことから、事業の継続が妥当と評価しており、早期の全線供用に向け事業を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、終了評価についてであります。終了評価につきましては、事業費が約６４億円と最も大きい、インデックスの建一終一〇三、主要地方道大曲大森羽後線大曲橋についてご説明いたします。

主要地方道大曲大森羽後線の道路としての位置づけにつきましては、先ほどご説明しましたので割愛させていただきます。

７ページをお開きください。

大曲橋は、大仙市大曲地内にあり、大曲の花火の会場となっております雄物川河川敷の直上流に位置する橋長５２３メートルの橋梁であり、事業化した平成１６年度時点で架設後既に約７０年が経過し、経年劣化による老朽化が著しかったこと及び車道幅員５メートルと狭隘であり、交通の安全確保の面で課題があったことから、橋梁の上流側に架け替えたものであります。

なお、大曲橋は、架け替えに伴いまして橋名を公募して、そして大曲花火大橋という名称に変更しております。

１ページをお開きください。

事業の概要についてご説明いたします。

事業期間は平成１６年度から２８年度となっておりますが、これ予算上の事業年度になりまして、予算の一部を繰り越しまして２９年度まで工事をしておりましたので、その２年後の今回、終了評価をさせていただきました。そして大曲花火大橋は、平成２５年度に開通しましたが、その後、旧橋撤去などの工事をしていたところであります。

総事業費としましては約６４億円で、前回、平成２５年度の評価時の事業費が６３億５，０００万円でしたので、約５，０００万円の増額となっております。これは、工事費や用地補償費などの精算によるものであります。

費用便益についてであります、事業費が5,000万円ほど増額となりましたが、費用便益比は前回評価時と同じ1.5であり、便益が費用を上回っている状況にあります。

次に、2ページの住民満足度等の状況についてご説明いたします。

アンケート調査の結果は5ページと6ページに記載しておりますので、そちらをご覧ください。

5ページの1のアンケート調査実施概要についてであります、調査は今年8月31日から9月23日にかけて行われ、大曲花火大橋の周辺地域の住民や学校、地元企業、消防署等に全部で680部配付しまして、そのうち314部の回答があり、回収率は46%となっております。

2の利用頻度、目的及び3の満足度、満足の理由についてであります、週1回以上利用する方が69.4%で、そして満足度は97%と高くなっております。また、右下に記載の整備により実感した効果としましては、「走りやすくなった」が最も多く、「冬期交通における安心感が高まった」などが続いており、事業目的であります安全で円滑な交通の確保などに合致した結果となっております。

6ページの4の管理状況につきましては、94.3%の方から「適切」または「概ね適切」との回答をいただいている一方で、適切でない理由としましては、「歩道除雪が不十分」などが挙げられております。大曲花火大橋は通学路に指定されておりますので、歩道除雪の基準であります積雪10センチをめぐりに除雪を実施しておりますけれども、今後も引き続き適切な歩道除雪に努めてまいりたいと考えております。

5の利用者の意見についてであります、当該事業や公共事業に関する様々な意見が寄せられております。このような県民の方々からの意見につきましては、今後の道路行政を進める上での参考にさせていただきたいと考えております。

2ページにお戻りください。

2の所管課の自己評価についてご説明いたします。

有効性の①住民満足度の状況につきましては、アンケート調査の住民満足度の結果からA判定。②事業の効果につきましては、目標達成率が100.1%であることからA判定としており、全体でもA評価としております。

効率性につきましては、①事業の経済性の妥当性で、B/Cが1.5であることからA評価としております。

総合評価としましては、有効性、効率性ともにA評価でありますので、A評価の妥当性

が高いとしております。

3の評価結果の同様事業への反映状況等についてであります。事業に当たりまして適切な調査、あと現場状況を踏まえた設計、関係機関との調整等により適正な事業費の把握及びコスト縮減についても取り組み、その効率的な事業執行を図った結果、地域住民の方々などから高い満足度を得られたと考えておりますので、他の同様事業の実施に当たりましても、こうした取組を参考にしていくこととしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

京谷（河川砂防課流域防災監）

河川砂防課の京谷です。よろしくお願いいたします。

引き続き、河川砂防課所管事業でご審議いただく案件は、河川改修事業3件と通常砂防事業3件となります。今回は、用地難航により約10年間工事を見送っていた通常砂防事業焼間沢工区の工事再開について説明します。

建一継ー11の5ページをお開きください。

場所は、湯沢市高松の主要地方道湯沢栗駒公園線の沿線に、ちょっと記載しておりませんけれども上地集落というのがありまして、その背後にある沢が焼間沢になります。主要地方道湯沢栗駒公園線は、湯沢市街地側には須川インター、皆瀬側には小安温泉、栗駒山、泥湯温泉、川原毛地獄といった観光地があり、沿線住民の生活道路としてだけではなく、重要な観光道路としての役割も担っております。

全景の航空写真をご覧ください。

土石流災害を防止する施設として、1号堰堤と2号堰堤の2基計画しております。平成19年までに2号堰堤と管理用道路については完成していますが、1号堰堤については手つかずとなっております。保全対象は、上地集落の人家20戸、公民館、耕地2.32ヘクタール、主要地方道湯沢栗駒公園線310メートルとなっております。

1ページをお開きください。

事業期間は平成11年から令和3年度までです。事業規模は先ほど説明したとおり、砂防堰堤2基と管理用道路1,118メートルです。溪流には斜面崩壊が多数見られ、溪床には不安定土砂や流木が堆積しており、土石流発生の恐れが高い状態となっております。

事業目的は、砂防設備の整備により、流出土砂による被害を未然に防止し、土砂災害から地域住民の生命、財産を保全し、安全・安心な地域の創出を図ることです。調書では、

「安全・安全」とちょっとミスプリントになっていますので、「安全・安心」と直していただければありがたいです。

次に、事業費の内訳ですが、1号砂防堰堤について、年月が経ってしまったことから現行基準で再設計を行ったところ、当初ではあった副堤や垂直壁が要らなくなるなどにより、コスト縮減となっています。事業の進捗率は82.8%であり、残りは先ほど説明したとおり1号堰堤1基となっています。

事業推進上の課題であった用地取得については、ようやく地権者から協力が得られ、課題がなくなっています。

次に、2ページ、3ページをお開きください。

所管課の自己評価ですが、100点満点中100点となっております。必要性については、人家20戸のほか、主要地方道湯沢栗駒公園線が保全対象となっており、満点の20点。特に湯沢栗駒公園線は、11月から4月まで山間部の冬期閉鎖により迂回路なしの状態となります。

緊急性については、平成17年に山腹崩壊が発生しているほか、溪流の荒廃率も高く、満点の30点。

有効性については、砂防設備により多数の人家や公共施設を保全することから、上位計画に資する事業であるとともに土砂災害警戒区域の指定も完了していることから、満点の10点。

効率性については、費用対効果3.66と高く、堰堤は現地発生土を利用するソイルセメントにより構築するなどコスト縮減を図っていることから、満点の20点。

熟度については、地元から強い要望が寄せられていること、進捗率が80%を超えていることから、満点の20点と評価しています。

以上から判定はランク1となり、事業継続することとし、工事を再開したいと考えています。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松淵委員長

ありがとうございます。

ただいま建設部所管の16件のうち4件について説明がありましたけれども、この説明箇所に限らず、諮問箇所全体に対して何かご質問等ございませんでしょうか。

小山委員どうぞ。

小山委員

今の建一継一 1 1 ということで、用地買収に随分時間かかっていますけれども、その理由はどういったことだったんでしょうか。

京谷（河川砂防課流域防災監）

地権者 1 名だったんですが、こちらの沢は崩れることはないというふうに確信しておりまして、こういう砂防堰堤は必要ないという理由でした。

小山委員

まずこの地権者、この方がもっと早めに用地買収に契約してくだされば、事業期間ももう少し短くなったとかっていうことはありますか。

京谷（河川砂防課流域防災監）

事業期間は、平成 21 年頃には終わっていたのではないかと思います。

小山委員

わかりました。

松渕委員長

よろしいですか。

松渕委員長

説得するのって大変なんでしょうけどね。変な自信持たれても困るということで。

継続 01 の 1 ページのところ、事業費の内訳で、補助率の変更によるということで、国庫補助から県債に振りかわってますけれども、これ金額が変わっているんですけれども、変更の割合というか率というか、どういうふうに変ったのか経緯を教えともらえますか。

草薨（都市計画課班長）

着手した当初は、国の補助率を70%と見込んでおりましたが、平成29年度から改定がありまして、現在の補助率が65.45%となっております。それを見込み今後も継続するという形で記載しております。

松渕委員長

そのとき、県債と一般財源を振り分けてますが、その辺りの考え方はどうなっているのでしょうか。1億4,500万が減って、その分を県債と一般財源へ振り分けた割合の考え方とか。

草薨（都市計画課班長）

事業費は変更ありませんので、そのうち国庫補助が減り、それにより県の負担分が増え、その増える分に対しまして県債と一般財源で負担するという考えです。

松渕委員長

その県債と一般財源の割合は。

草薨（都市計画課班長）

現在、県債が90%の起債率のものを使っており、残りが一般財源です。

松渕委員長

わかりました。ほかにございませんか。どうぞ、左治木委員。

左治木委員

先ほど、委員会の開会に当たり小野次長の方から、入札が不調で、業者にとってもらえなかったので着手できなかったというお言葉があったんですけども、それはどうして業者にとってもらえなかったのか。そして、それに対する今後の対策等ございましたらお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

小野（建設部次長）

入札不調の原因で考えられるのは、災害復旧などの事業が全体的に多くなっていること。その中で業者の方々も担い手不足といいますか、人材不足であるというのが要因と考えてます。現場によっては条件が厳しいところがございます、建設分野もそうですが、林務産業分野であれば山奥などの資材の運搬も難しい条件が悪いところには、事業箇所が多い場合に、業者さんが他の仕事を選択をしているような側面もありまして、不調が発生しやすい状況ではないかと思っております。ただ、去年は今の倍くらい不調件数があったんですけれども、今年は、半分ぐらいにおさまってきているというような状況でございます。その中で、今後も、事業の発注規模を大きくしたりとかですね、条件が悪いというところは、場所を変えるわけにもいかないの、小規模の箇所を一括したりとか、そういう形で工夫しながら、業者さん、協会の方とも意見交換をしながら、工事が順調に進むように対応を取っているところでございます。

左治木委員

ありがとうございます。

松渕委員長

単価上げてるとかって、そういう配慮はされてるんですか。

小野（建設部次長）

なかなか難しい選択ですけども、見積もりで単価を決める場合もございます。あとは、例えば資材を遠くから持ってこなければいけないというような場合は、当然運搬費が掛かり増しになるので、変更で対応する等、業者さんが極力損しないようにと配慮しながら頑張っているところでございます。

松渕委員長

よろしくお願いします。

ほかに。込山委員。

込山委員

建一継一〇一ですが、私も今日バスで通過してきた場所で、バスがちょっと遅れ気味だったので、重要な事業だなと思って拝見していますが、令和３年までの事業期間で、現在進捗率が１７％、用地補償が２４％というのは、ちょっと厳しい数値だなというふうに印象を持つのですが、このあたりの見込みとか、あるいは、どういう対応を今後とっていくのかということについて補足説明をお願いします。

草薨（都市計画課班長）

事業進捗率１７％、用地補償の進捗率２４％ということで、当初の見込みよりも実際遅れ気味だというのが実情でございます。ただ、用地取得が難航して遅れているということではなく、当初計画より予算の配分が十分できなかったということが原因です。事業期間につきましては、都市計画事業を行うに当たり、事業認可というものを国に認めてもらう期間で令和３年としておりますが、今後、進捗を見ながら期間を数年延ばすことも検討しております。

込山委員

ありがとうございました。あともう一点ですが、無電柱化を進めていくというのは恐らく災害対応という点でも重要ななと思うのですが、景観、あと中心街地化の活性化、まちづくりに資するという点では、何かこう、道路沿いの住民もしくは商店等のあの道路のまちづくりということに対する協議会とか、そういったような話し合いの場をもたれたりはしているのでしょうか。

草薨（都市計画課班長）

具体的にその沿線の方と協議会を形成して行っているということはありませんが、秋田市の中心市街地活性化区域に向かう道路でもありますし、都市の無電柱化による景観に資するという点で記載しております。

込山委員

わかりました。ありがとうございます。

松渕委員長

関連して。無電柱化というのは結構金がかかり、1キロ3億とかと聞いたのですが、この無電柱化の費用はどれくらい見えていますか。

草薨（都市計画課班長）

すいません、調べてから後ほどお答えします。

松渕委員長

はい。手形陸橋がようやく開通します。残るはこの横町とここだと思うので、ぜひ積極的に用地買収で、ビルなども相当数あって建物補償費も結構かかるのではないかなと思って、この金額で済むのかなと思っているところですが、そこは大丈夫でしょうか。

草薨（都市計画課班長）

建物調査も終わっておりまして、概ねこのぐらいの用地補償費で済む予定になっております。ただ、この街路事業という性格上、事業費に対しまして60%超えるような用地補償がかかりますので、まずは、用地交渉を進めていきたいと思っております。

松渕委員長

ほかにございませんか。どうぞ齊藤委員。

齊藤委員

やはりどの事業も用地買収が一番やっぱりネックになってるところだなと感じながら拝見していたんですけれども、継続の05のご説明いただきました羽後町の道路整備なんですけれども、多分ここが開通すると由利本荘からの車の流れというか、通行の流れが大分多くなってくるのではないかなと思って見ておりました。一部開通をして工事を進めていくというお話がありましたけれども、結構学校ですとかそういったところが多くありますので、できれば交通の危険性がないような形で一部開通にしていいただきたいと思いますので、そのあたりは質問というよりも要望ということで、一部開通したことで、ちょっと交通量がかなり増えて交通事故が多くなるということがないような形で進めていいただきたいなと思っています。

それから、継続の02のところで、先ほど用地買収の話もあったんですけども、1ページで男鹿市の浜間口のところの用地買収が79%ということで、大分進んでいるなど感じはしているんですが、用地買収が進んでいる割には事業の進捗率がちょっと余り高くて、事業期間も令和8年までという形になっているんですが、これは何かもう少し短くなるとか、対策というかそういったものができるようになれば、費用も少しく上がっているんですけども、少しでも改善ができるような形とっていけないかというところを質問させていただきたいと思います。

佐藤（道路課長）

建一継一05の一部供用という話でしたけれども、それに関しまして、この図面の下側の方ですね、明成小学校って書いてますけれども、それよりもさらに奥の方まで一応供用を予定しまして、小学生たちの通学に対して非常に安全になるのではないかというふうに考えています。あと浜間口ですけれども、確かに事業進捗は19%ということで用地進捗に比べて落ちてますけれども、これに関しましては、工期の関係なんですけれども、当初余り軟弱地盤じゃないと想定してたんですけれども、軟弱地盤ということがわかりまして、どうしてもプレロードというか、最初に過重をかけて、また放置しないといけないということもあってですね、その関係でちょっと事業期間が延びているということがあります。

松渕委員長

これ通れば齊藤委員の近辺がすっきりするんでしょうけどもね。

齊藤委員

そうですね。どうしても北側の、観光という面だけでなく、やっぱり雇用の問題でも、どうしても南の方に、雇用の問題でも南の方にどうしても集中するんですけども、北の方の雇用がスムーズになるようになれば、通学、通勤とか、そういったところも便利になるなということで、すいません、どうぞよろしくお願いします。

松渕委員長

ほかにございませんでしょうか。どうぞ小山委員。

小山委員

すいません、防災とか減災に関してなんですけれども、幾つかこう事業をやっていますけれども、去年今年のいろんな災害の状況を考えますと、この当初計画したよりももう少しこう評価を上げて強くしていかなきゃいけないというような事業とか、まあ評価をし直した方がいいとか、県が考えているようなことがあればお知らせください。

小野（建設部次長）

防災に関してですけれども、特に川という視点でいきますと、河川整備計画というものに基づいて事業規模を決めて実施しております。その河川整備計画というのは、上位に基本方針というのがございまして、それが最終系です。ただ、最終系までは、予算もかかるし、時間もかかるということで、一気に整備できない。なので、30年とか20年の間にどういう整備をするのが効率的かという考えをもとに、現在整備を進めております。ですから、最終系ではなく、ある程度その堤防がなかったところに堤防をまず延伸していくというのを優先しながらやっていきます。ただ、その基準というのはあくまでも過去の災害、例えば29年度の災害の雨に対応しています、というような形で整備をしているというのが現情であります。そんな中、県議会でもいろいろと議論が出るときがありますけれども、今の気象現象の変化に、どう対応していくのかという部分があります。国も、今までは過去の実績に基づいた計画ということで、整備を進めてきておりました。ただ、こういう全国的に災害が頻発するということを受けて、国では、予測の要素も追加しながら基準を決めようということで、作業を進めているところです。そういう意味でも、基準そのものが今後変わっていくだろうと、その上で河川整備計画の見直しも必要になってくるので、今よりも強い形にはいずれなっていくと思いますけれども、まずは、作業の途上だというふうにご理解いただければなと思います。

能見（農林水産部次長）

すいません、農業関係についても、農業用ため池、これがですね平成30年7月豪雨、特に西日本中心にかなり堤防、ため池が壊れて、人命もお亡くなりになったこともあったというような中でですね、国の方で農業用ため池の管理及び保全に関する法律もできましたし、防災重点ため池っていうことでですね、ため池が決壊した場合に下流に人家とか公共施設があるものに対して、おおきな被害が心配されるというようなものについては、

しっかりと防災重点ため池という位置づけをしましょうということになりまして、秋田県においても防災重点ため池をもう一回点検し直しまして、今まで全体のため池2,800ちょっとあるんですけれども、そのうち、これまではですね343カ所が防災重点ため池ということで位置づけたんですけれども、それが今は約3倍以上増えまして、1,193まで増えたという状況になっています。ただ、これを全部ハードで改修していくっていうのはなかなか費用もかかりますので、しっかり避難していただくとか、ソフト対策も併せてやっていこうということで、我々秋田県の農業サイドにおいても、ため池の方に力を入れていこうというふうに考えているところでございます。

松渕委員長

よろしいでしょうか。

小野（建設部次長）

もう一点、最近新聞で今回の災害を受けて浸水想定区域図がつくられてなかったというような報道がありましたけれども、秋田県の状況としましては、作成義務が必要なものが30河川ありますが、それらに対しては制度法により、千年に一度ぐらいの規模の浸水想定を改めてつくることが義務化されております。その作業につきましては、今年度内にですね、30河川すべて作業が終わるということで浸水想定区域図の作成を進めておりまして、終わり次第、ホームページで公表しておりますけれども、市町村に作成した図を提供いたしまして、市町村でハザードマップが作成されるというような形になります。

松渕委員長

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

荻野委員

今、防災についての今後の見通しみたいなお話があって、今後は予測みたいなものも考慮しながら計画されて、より現状よりも強靱なものがつくられるというようなお話があったんですが、建一継一11の砂防事業について、事業費の内訳を見てますと大体9,000万、8,700万円くらい減っていて、この内訳が一番大きなところでは旧基準から現行基準に基準が変わったことによって砂防堰堤が随分と安くできたということになってい

るんですが、これは現行基準になって、より悪くなったとかでなくて改善された基準だと思うんですけども、にもかかわらずこれだけコストが抑えられたっていうのは、どこら辺にそのポイントがあるのかっていうのをちょっと補足的に教えていただけたらと思うんですけども。

京谷（河川砂防課流域防災監）

建一継一 1 1 の 5 ページをご覧ください。こちらの方の真ん中の方に 1 号堰堤の正面図というのがありまして、こちらの堰堤の形式がですね透過型という堰堤になっています。こちらの真ん中のところのセンターとかって書いてるところはですね、これスリットの鋼製のスリットがここにつくような形になりまして、こちらの方で土砂だけでなくですね流木も流れてきて下流に被害を及ぼすというのがありまして、そちらをこちらで止めるという構造になってます。このために、下の方に、通常ですとですね建一継一 1 3 の 5 ページお開きください。そちらの下の方に北の沢という堰堤の写真ついてますけれども、こちらの方、従来型の不透過型の砂防堰堤になってまして、その下にですね、鋼製のスリットちょっと見えると思います。こちらの方が流木止めという施設になってまして、堰堤の下にですね、この流木を止めつけてるところにですね副堤という堰堤がもう一つあります。その下にまたちょっと擁壁みたいな形になってまして、ちょっとこれ写真でよくわからないですけども、その下に垂直壁というのがありまして、そちらの方でですね堰堤から流れてくる土砂がここで洗掘されたりですね、そういうのを防止する施設がついてますけれども、先ほどのページに戻っていただきますと、このさっきの 1 1 の 5 の方で透過型の堰堤の場合ですね高低差、水の高低差がないものですから、そちらの洗掘防止が不要になるということで、副堤とその垂直壁をつけなくても大丈夫ということで、ちょっとここに見えますけれども、スリットのところにちょっと図を書いてますが、ふとんかごです。ね下流の方を処理するという形で十分というふうに基準が変わってまして、そういう関係で大幅にコストが削減されています。

荻野委員

ありがとうございます。旧基準だと、ここを透過型の堰堤にするっていうことはできなかったんですけども、新基準になって、透過型の堰堤でつくることができるようになったという理解でよろしいでしょうか。

京谷（河川砂防課流域防災監）

新基準はですね透過型が標準になってます。あと、従来ありました不透過型というのが、特別の場合に限られ、原則、この透過型でやれるという形になってます。

荻野委員

標準が透過型に変わったということですね。わかりました。ありがとうございます。

松渕委員長

ほかにございませんでしょうか。

例えば継－０１のですね５ページの一番下、③結果の一番最後、経済的内部収益率についてですが、前にご説明があったかもしれませんが、改めて算式など教えていただけますか。どのような意味があるのか教えてほしいのですが。

草薨（都市計画課班長）

費用便益分析の結果のひとつとして２１．４１％の経済的内部収益率がありまして、このプロジェクトについて実施する価値があるかという評価ですが、詳しい計算式については今、手元にありません。

松渕委員長

どんな意味があるのでしょうか。

佐藤（道路課長）

すみません。経済的内部収益率っていうことですが、これが一般的には B/C を算出していくときに、基準年に戻すために社会的逓減率を考えていきます。要は、直近でいえば金利みたいなものなんですけれども、 B/C を算出する場合、それを４％で考えております。社会的逓減率というものは、これに対する値として出てくる収益率ということで、４％以上であれば基本的にはそれよりも効果があると。ですけれども、県としましては一般的には、費用便益比で B/C で評価していますので、これが１以上であればいいと。あと、経済的純現在価値といいますのは、貨幣換算して現在価格に戻したときの便益とコストのギャップですね、差を出しているということでもあります。

松渕委員長

前も出ていましたか。

佐藤（道路課長）

前も出てるかと思います。ここのあたり、表現はまとめた方が良いのかと。新規箇所の評価ではB／Cのみ提示してますので、基本的にはB／Cで評価しております。

松渕委員長

後で算定方法を教えてください。

ほかにございませんでしょうか。

草薨（都市計画課班長）

先ほど委員長の方から質問があり、後ほどお答えするとしていました、継－01の新屋土崎線の電線共同溝の費用についてですが、この1ページにあります事業費内訳の10億ちょっとという工事費のうち、電線共同溝に関しましては3億6,000万ぐらいと見込んでおります。

松渕委員長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。アンケート結果の中にですね貴重な意見があったかと思うんですね。終－01のアンケート結果が6ページになるんですかね。最後の5ポツ、利用者の意見の3つ目、事業前の説明は十分に行われたと思いますが、施工中においても地元要望を聞く機会を設けていただきたいとあるんですけれども、何かこれ、工事によりきりなんでしょうけれども、そういうのは要望としてあるとすれば、工事によってはこういうのも設けていただきたいなというのをちょっと私も感じたところなんですから、どうなんでしょう。この辺、そういう説明会を工事途中で開くとかって何か決まりみたいなのはあるんでしょうか。

佐藤（道路課長）

基本的には設計が終わった段階で、こういう道路にしますよと。地元の方々から、ここ

に取り付け道路が欲しいとか、ここにこういう取り付け道路が必要だとか、あと用排水系統でこれではまずいとかという意見を全部聞きながらですね、それを結果を直してまた説明するなどして、それで用地買収の方でご協力いただいているということもありまして、その後工事に入ってから特別にですね、やるということはないんですけれども、それに関しまして実際工事が動いていけば実際に現場も見えてきますので、その都度ですね業者さんなり市なり県なりに言っていただければ、その都度立ち会っていただいて皆さんの意見を聞くことになりますので、そこのところは遠慮なさらずに言っていただければと思っております。

松渕委員長

県民が意見を言う機会があるのかっていうことですよね。ケース・バイ・ケースでちょっと考えてもらってもいいのかもしれないですね、工事によっては。ということで、これ意見にしたいと思います、ここ引っかかっておりましたので。

小野（建設部次長）

事例としましてはですね、ここに大曲橋の事例が載ってましたけれども、大曲橋は設計段階から住民の方々を入れていろいろなご意見を聞きながら進めたという経緯の中ですね、年に1回は必ずそういう説明会をするというような、まあその話し合いの中でそういう約束事がありまして、年に1回、中間報告ではないんですけれども、その年の事業の進みぐあいですとかそういうものをですね前回開いていたという経緯はございました。そういう事業の中身次第でいろいろ対応はしているということでございます。

松渕委員長

花火大橋ということで大変関心も深かったんだと思います。小山委員どうぞ。

小山委員

すいません、今のことでちょっと関係すると思うんですが、環境配慮のことについても地元の人たちとか入っていてやっぱり考えていただいているのでしょうか。

佐藤（道路課長）

環境に関しましても、大曲花火大橋ですけれども、やはりあれだけこう観光っていいですかね、県外の方々もいろいろ来られますので、普通橋梁とかになりますと水道管とか電力線がみんな添架になります。で、基本的には割と外側にあるパターンも多いんですけれども、外から見えないように内側にですね隠すような感じで配置するなどして、地元の方々とも話し合いしながらですね、できるだけ景観に配慮しているというやり方をしております。

小野（建設部次長）

もう一点、今の太曲橋ですけれども、旧橋の方にですねコウモリが巣を作るんです。それを転居させるというようなことを考えまして、今の橋桁の下にコウモリの巣を作ろうということで、どんな巣をつくればそこに住んでくれるかとか、そういうような実証をしながら対応していったという事例はございます。

松淵委員長

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど、ため池の話ありました。それから、ダムも本当は災害から守るのが、今回は放流しなきゃいけない状況となり、逆に命を危険にさらされたというようなこともありました。今年台風被害、19号ですけれども、河川の氾濫で堤防が決壊したのが71河川の128カ所。それから、決壊しないけれども堤防超えてきたところが260河川ということで、現地の方は大変な思いをしているわけで、災害の対応のために工事を早く進めなきゃいけないという状況にある中で、幸い秋田県は被害も無く、今日諮った継続事業についても滞りなくやっていただき、恵まれた環境にあるということで、着々と進めていただければなというふうに個人的には思っているところです。

ということですが、ほかにご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは意見が出揃ったということで、委員会としての意見を集約したいと思います。

本日出ました各委員の意見、これを今後の業務を行う上での参考といただくものとしまして、先ほどありましたアンケートについては工夫、改善していただくということを委員会の意見とし、今後の事業への反映をお願いしまして、県の評価を妥当と認め、対応方針を「可」と決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松渕委員長

ありがとうございます。それでは、県の応方針を「可」とすることにいたします。

以上で本日の審議を終わります。進行を事務局の方へお返しします。

司会

松渕委員長におかれましては、長時間にわたる議事進行、大変ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、多くの箇所の審議となりましたが、ご協力いただきまして感謝申し上げます。

それでは次第に戻り、5のその他になりますが、皆様から何かございますでしょうか。

それでは事務局からですが、本日の審議の議事録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆様にご確認いただいた上で県のホームページに掲載させていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、本日はこれを持ちまして本日の委員会を終了とさせていただきますので、ありがとうございます。